

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年5月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第12号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第8号中「無鄰菴条例」を「京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例」に、「入園料」を「入場料」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

(会計室)